

(1) 目的

子どもたちが、これまでの生活の中で体験した障がいのある方とのふれあいや、学校生活、福祉ボランティアなどでの体験等を作文にすることで、障がいのある方の暮らしに関心を持ち、今後の福祉を考える機会となることを目的に実施する。

(2) 作品提出要項

- ①応募資格 全国の小学生・中学生
- ②応募区分 1. 小学生の部  
2. 中学生の部
- ③応募方法 1. ①用紙は市販のB4・400字詰め原稿用紙を用い、字数については、小学生は原稿用紙3枚(1,200字)以内、中学生は原稿用紙4枚(1,600字)以内とする。  
②原稿用紙の1枚目には、必ず作文の題名、氏名、学校名、学年を記入すること。  
③1作品には必ず「応募票A」(後掲)を記入の上、原稿用紙とともに右上端をホチキスでとめること。  
④作品は、学校・団体ごとに取りまとめることを原則とする。学校・団体ごとに取りまとめる場合は「応募票B」(後掲)を記入の上、上記③の原稿に添付すること。  
※応募作品に関する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関するご案内」を参照のこと。  
2. 応募作品は1人1編に限る。  
3. 応募作品は自作の未発表の作品に限り、応募作品について著作権侵害などの争いが生じても、主催者は一切の責任を負わないこととする。  
4. 応募作品の返却は行わない。必要な場合は事前にコピー等をとること。

(3) 応募締切

毎年、9月第3金曜日(消印有効)

(4) 作品提出先

作品の提出先は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の都道府県協会事務局(別紙事務局所在地一覧表参照)とする。

(5) 選抜・審査

- ①都道府県協会による選抜  
都道府県協会により10作品以内(小・中学生各5作品以内)を選抜する。  
ただし、都道府県協会において選抜が困難な場合については、各都道府県協会を統括する地区協会との連携・協力のもと該当作品数を選抜する。
- ②選考委員会による審査  
都道府県協会において選抜された作品を対象に選考委員会において審査する。

(6) 選考委員会

本会に、選考委員会を設置する。選考委員は厚生労働省関係者、文部科学省関係者、後援団体関係者、学識経験者、本会会長において構成し、会長が選任する。

(7) 表彰

厚生労働大臣賞 小学生・中学生の部 各1点

(作品の背景が、日常生活における障がい者とのふれあいをまとめたもの)

文部科学大臣賞 小学生・中学生の部 各1点

(作品の背景が、学校生活や学校行事等における障がい者とのふれあいをまとめたもの)

福祉協会会長賞 小学生・中学生の部 各2点

(8) 賞

◎厚生労働大臣賞、文部科学大臣賞

・小学生の部：表彰状、楯、及び副賞（図書カード2万円分+福祉事業所生産品）

・中学生の部：表彰状、楯、及び副賞（図書カード3万円分+福祉事業所生産品）

◎福祉協会会長賞

・小学生の部：表彰状及び副賞（図書カード1万円分+福祉事業所生産品）

・中学生の部：表彰状及び副賞（図書カード2万円分+福祉事業所生産品）

◎入選（都道府県協会による選抜を通過した作品）

・図書カード1,000円分

◎参加賞（応募者全員）

・文具

(9) 発表

毎年、1月末

(10) 公表

入賞者（厚生労働大臣賞、文部科学大臣賞、福祉協会会長賞）の氏名、学校名、作品は本会のホームページ、月刊誌さぼーと、機関紙愛護ニュース等に掲載する。

(11) 主催

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

(12) 後援

厚生労働省、文部科学省

社会福祉法人 全国社会福祉協議会、一般財団法人 児童健全育成推進財団

全国特別支援学級設置学校長協会、全日本特別支援教育研究連盟